

岩国市長 福田良彦 殿

2017年12月21日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



政治的活動の禁止について（公開質問状）

愛宕スポーツコンプレックス管理条例第4条に規定されている「政治的活動の禁止」について、下記の通り、公開質問状を提出するので、速やかに回答されたい。

記

1. この規定は、どのような経緯を経て挿入されたのか。また、この規定の目的を明らかにすること。
また、岩国市が管理する他の都市公園と区別して、「政治的行為」が禁止される理由を明らかにすること。
2. この規定により禁止される「政治的行為」とは、どのようなものが該当するのか、明らかにすること。
3. 憲法により表現の自由、集会・結社の自由などが認められているが、この規定は憲法に反するのではないか。
4. また、憲法第98条には、「憲法は、国の最高法規であり、これに反する法令は無効である」と規定されており、憲法に明確に違反する内容を条例に規定することは許されないのではないか。